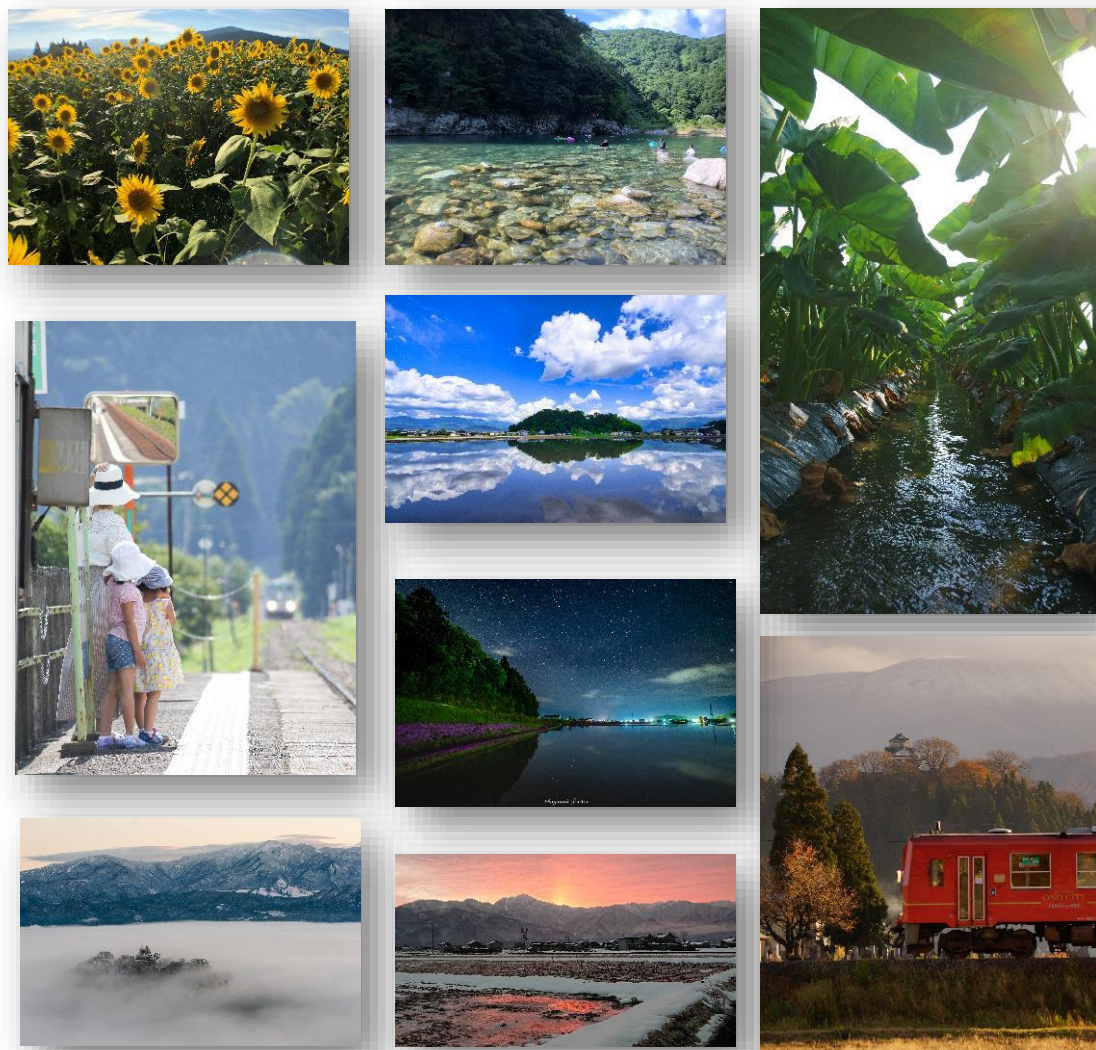


※改訂部分のみの抜粋

※赤字は、現計画からの修正箇所



第三期大野市環境基本計画



令和3年3月 策定
令和6年3月 改訂
福井県大野市

大野市環境基本計画

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 目的	2
2 計画の位置付け	3
3 基本的視点	4
4 対象地域	5
5 対象とする環境の範囲	5
6 目標年次	7
7 推進主体	7
第2章 環境像と施策の体系	9
1 環境像	10
2 基本目標と施策の基本方針	11
3 施策の体系	12
第3章 重点施策と主体別行動指針	15
1 自然との共生社会の形成	16
生物の多様性の確保	16
①身近な自然とふれあう活動の推進	19
②野生動植物の保全	20
③地域資源の活用	20
自然環境の体系的保全	23
①農地（里地）の保全と活用	24
②山林（里山）の保全と活用	24
2 脱炭素型社会への移行	26
地球環境の保全	26
①脱炭素に向けた行動の促進	28
②脱炭素型のまちづくりの推進	29
③気候変動適応策の推進	30
資源及びエネルギーの有効利用	32
①省エネルギーの推進	34
②再生可能エネルギーの利用促進	35
③森林吸収源対策の推進	36

3	資源循環型社会の構築	38
	廃棄物の減量及びリサイクルの推進	38
	① 3Rによるごみ排出量削減の推進	40
	② 食品ロス削減の推進	40
	③ プラスチックごみ削減の推進	41
4	快適な生活環境の保全	44
	公害の防止	44
	① 公害発生の防止	47
	② 環境美化活動の促進	48
	③ 野外焼却、不法投棄の防止	48
	良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	51
	① 良好な景観形成	53
	② 歴史的、文化的遺産の保存	53
	③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進	54
5	総合的な取り組みの推進	56
	総合的な環境対策	56
	① 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進	58
	② 市民協働の取り組みの推進	58
	③ 環境情報の収集と共有化	59
第4章 推進方策		61
1	進行管理	62
2	推進体制	63
資料		65
1	大野市環境基本条例	66
2	策定体制と策定経過	69
3	数値目標と環境管理項目	71

第1章

基本的な考え方

大野市の環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に推進し、その取り組みに対して効果を確保するために、大野市環境基本計画の基本的な考え方を示します。

- 1 目的
- 2 計画の位置付け
- 3 基本的視点
- 4 対象地域
- 5 対象とする環境の範囲
- 6 目標年次
- 7 推進主体

1 目 的

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定されたものです。

この計画は、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の三つの事項について定めています。

大野市環境基本計画に定める具体的事項

環 境 像 長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする

○大野市の将来の姿、基本目標、数値目標など

取 り 組 み 環境の保全及び創造に向けた取り組みを明らかにする

○施策の基本方針、重点施策など

役 割 市、市民、事業者の役割を明らかにする

○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

大野市環境基本条例に定める基本理念

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

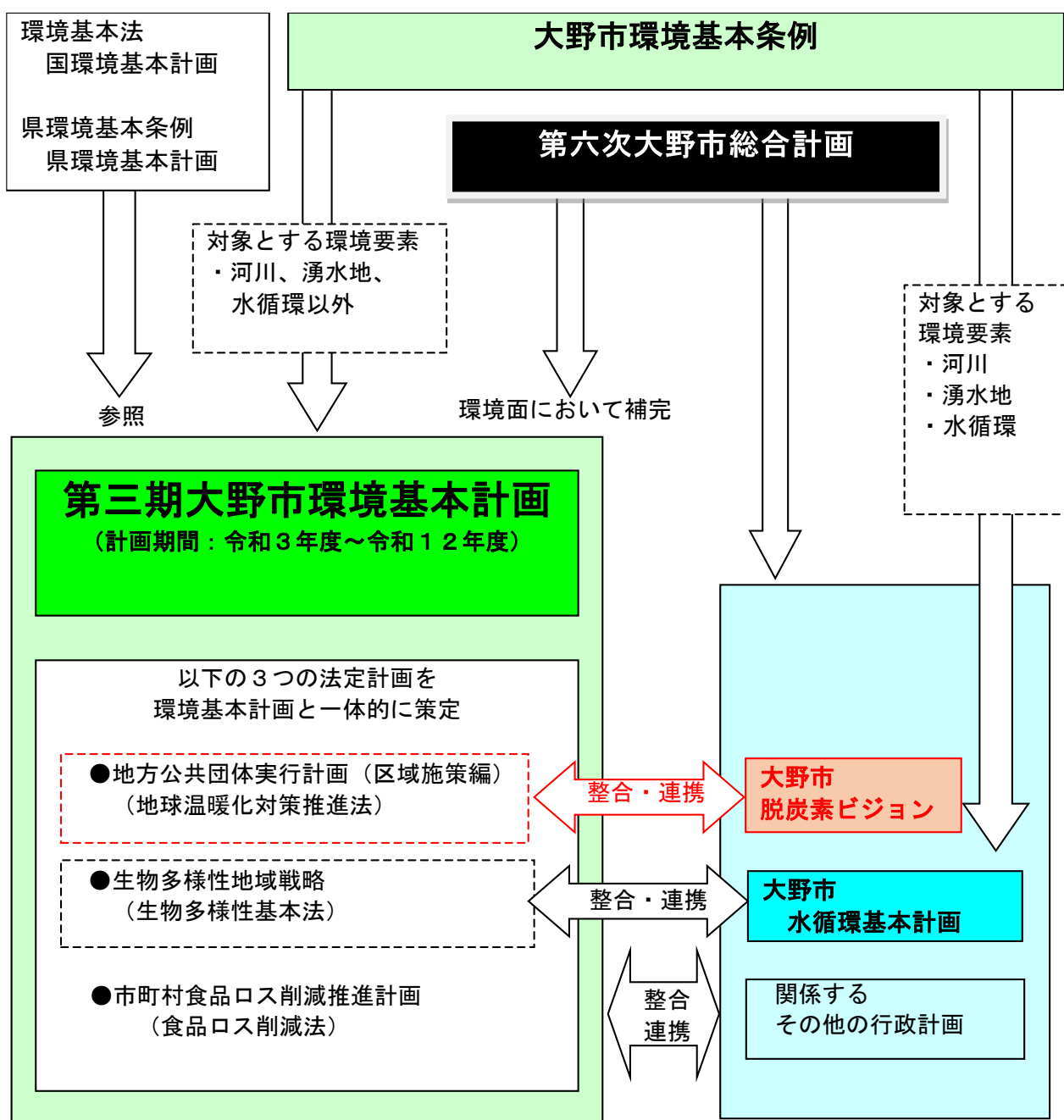
環境に対する負担を少なくし、このすばらしい環境を守り育みながら豊かな社会づくりを進めていきます。

全ての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、大野市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定める基本理念を踏まえ、大野市の環境の保全と保全に関する施策などを定めるものです。市政各分野の計画に基づき実施される環境関連施策についても、本計画に基づく施策と整合するよう実施します。

なお、本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく生物多様性地域戦略、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画としても位置付けます。



3 基本的視点

大野市環境基本計画は、第六次大野市総合計画を環境面において補完する行政計画として、各施策について環境の保全及び創造に対する一貫した理念を持たせ、次の視点に立って定めます。

- 視点1 第六次大野市総合計画において、「くらし環境」分野におけるまちづくりの基本目標である「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」について、さらに具体化し推進すること。
- 視点2 環境の保全及び創造に関する施策や指針を体系的に整理及び統合した上で、市民や事業者における具体的行動や、効果が確保できるような数値目標を分かりやすく示すこと。
- 視点3 環境問題を提起し、環境の達成目標及び施策について広く周知するとともに、市民や事業者の理解を深め、課題解決に向けた具体的行動を喚起すること。
- 視点4 世界、国、県の動きを把握し、先進的な流れを踏まえるとともに、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの考えを取り入れること。
- 視点5 近隣自治体、県、国との連携や市民との協働を念頭に置き、大野市の果たす責務を明らかにすること。

本計画でSDGsのうち、関連する3. 4. 6. 7. 8. 11. 12. 13. 14. 15. 17のゴールへの貢献を目指します。



SDGsは、持続可能な開発目標の略で、平成27年（2015年）9月の国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが設定されています。

大野市では、第六次大野市総合計画において、計画に掲げる施策とSDGsの目標を関連付け、施策を展開することで、SDGsを推進し、将来にわたって持続可能なまちを目指すこととしています。



4

対象地域

大野市環境基本計画が対象とする地域は、大野市全域とします。ただし、広域的な問題に対する場合や市域を超える範囲で施策を展開する場合などには、近隣自治体や関係機関などと連携します。



5

対象とする環境の範囲

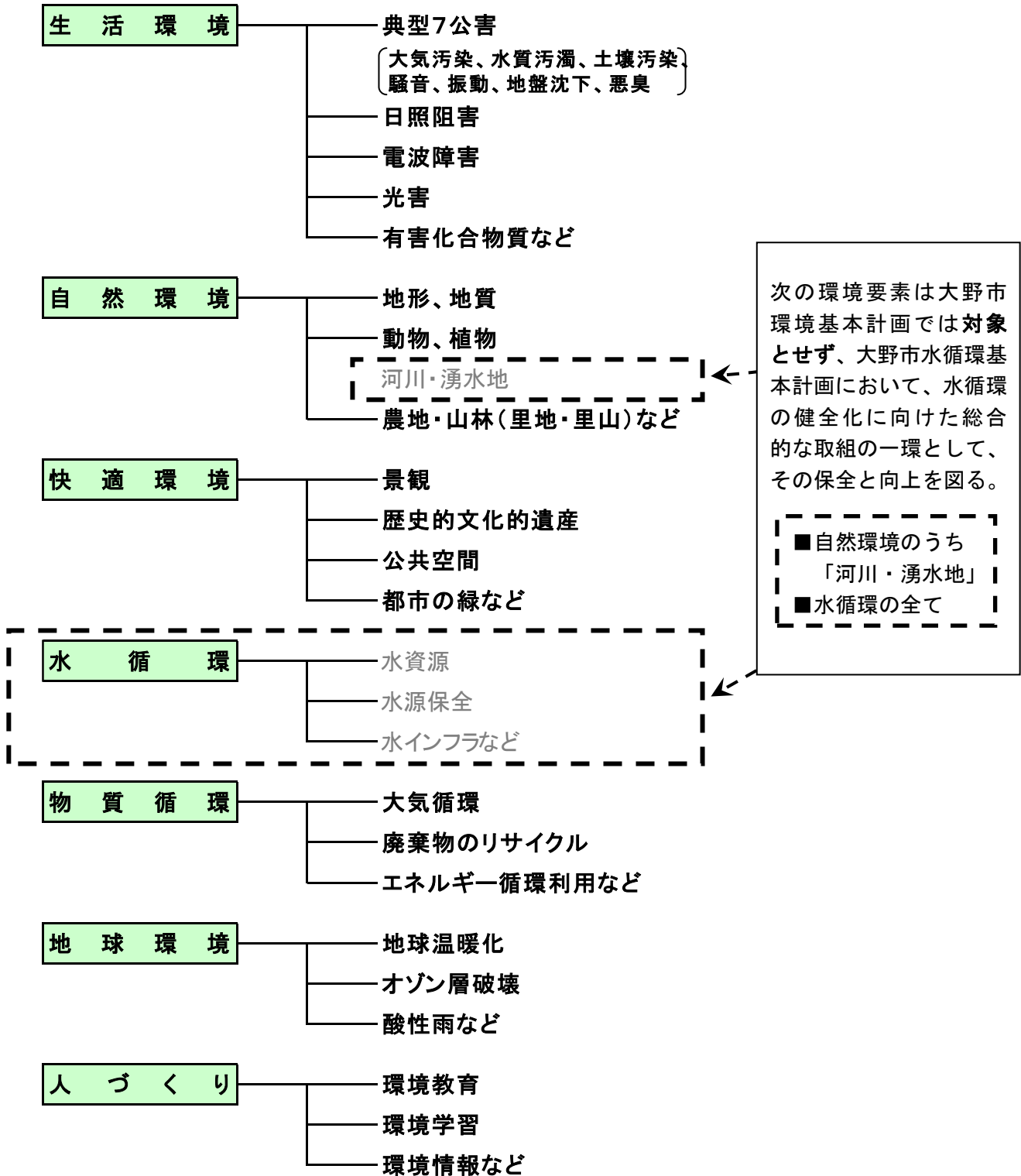
大野市環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針を推進していく上で必要な範囲とします。

大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針

- (1) 公害の防止に関すること
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲は、先の施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲



6

目標年次

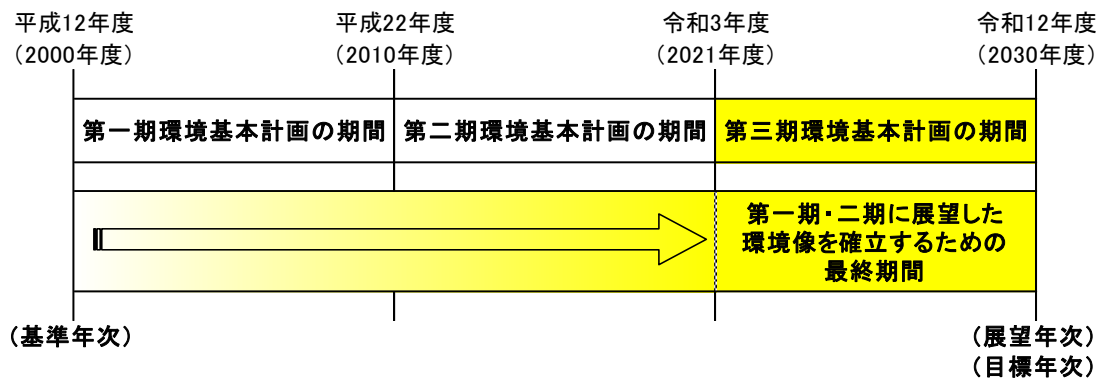
大野市環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、30年後の令和12年度（2030年度）における都市像を展望しながら、平成21年度（2009年度）までの10年間を第一期計画期間として策定されました。

第二期環境基本計画は、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」を実現するため、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間を計画期間として策定されました。なお、計画期間中の平成27年度（2015年度）に策定された第五次大野市総合計画後期基本計画との整合を図るため、計画期間を1年延長しています。

そして、今回の第三期環境基本計画は、第二期環境基本計画における取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間として策定するもので、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指しています。

なお、第六次大野市総合計画後期基本計画の策定が見込まれる令和7年度（2025年度）に中間評価を行い、総合計画との整合性を図るなど必要に応じ、計画の見直しを行います。

大野市環境基本計画の目標年次



7

推進主体

大野市環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

大野市環境基本計画の推進主体

市	計画全般の進行管理、近隣自治体などとの連携、環境普及活動の推進など
市民	環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
事業者	環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など

第2章

環境像と施策の体系

大野市の将来の望ましい姿を環境像として設定し、その実現に向けた基本目標と施策の基本方針を定めるとともに、今後、推進していく重点施策等を体系的に定めます。

- 1 環境像
- 2 基本目標と施策の基本方針
- 3 施策の体系

大野市の豊かな自然環境は、先人から受け継がれてきた何ものにも代えがたい財産です。特に大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれてきました。そして、この水の恵みに対する市民の思いは、過去の大規模な井戸枯れの経験から「当たり前」が「ありがたい」に変化し、市民協力の下で行ってきた湧水再生の取り組みは、水の持つ力や水への感謝の思いを日本全国や世界に伝え・運ぶ取り組みにまで発展しています。

私たちの生活は、経済発展や技術開発により豊かで便利になった一方で、身近な自然を減少させ、限りある資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を生み出してきました。このような生活や生産活動は、市域にとどまらず地球規模での環境破壊をもたらしており、近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象とそれに伴う災害や、水・食料・エネルギーの枯渇問題など、私たちの生活への影響が顕在化しつつあります。

また、人口減少や少子化、高齢化の進行という社会問題は、担い手不足による里地里山荒廃リスクの高まりという環境問題にもつながっています。

大野市の豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐためには、これまでの生活や生産活動を見直し、持続的な発展が可能なまちへの転換に向けて、「環境」「経済」「社会」の統合的向上や自然と人との「共生」、地域と地域の「共生」を目指す取り組みを、市民協働により展開していかなければなりません。

環境像（大野市の将来の望ましい姿）

水循環共生都市 越前おおの

～水、物、人がやさしくふれあうまちを目指して～

私たちは豊かな自然の中で生活しています。特に大野市では生活や生産活動に水の恵みを受けています。

この環境像は、

- ①私たちが、九頭竜川の上流に住む者としての責任を自覚し、水を大切にす生活を送っている姿
- ②私たちが、3R¹活動や省エネ対策に積極的に取り組むなど、地球環境保全につながる生活を送っている姿
- ③私たちが、水に象徴される大野市の豊かな自然を生かした取り組みを通じ、人と人、人と地域、地域と地域がつながり発展しあう生活を送っている姿

を表現しています。

¹3R：リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル：再利用（Recycle）の3つの頭文字をとった、循環型社会の基本的な取り組みのこと。

2 基本目標と施策の基本方針

大野市の環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現を目指して、計画的かつ総合的な取り組みを推進していくための五つの基本目標及び施策の基本方針を次のように設定します。

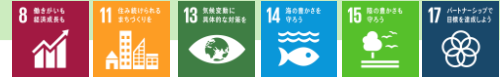
基本目標

施策の基本方針

①自然との共生社会の形成

生物の多様性の確保
自然環境の体系的保全

先人から受け継がれてきた豊かな自然を、市民一人一人の力によって次世代へと守り伝えるとともに、その恵みを地域の発展に活用するなど、自然と経済活動の調和のとれた社会を目指します。



②脱炭素型社会への移行

地球環境の保全
資源及びエネルギーの有効利用

2035年までにカーボンニュートラルを達成させるため、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。



③資源循環型社会の構築

廃棄物の減量及びリサイクルの推進

3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再利用)活動を通じて廃棄物の減量化と資源化に取り組む資源循環型の社会を目指します。



④快適な生活環境の保全

公害の防止
良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存

大気・水・土壌などを良好な状態に保ちつつ、歴史的、文化的遺産や自然景観に囲まれた、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を目指します。

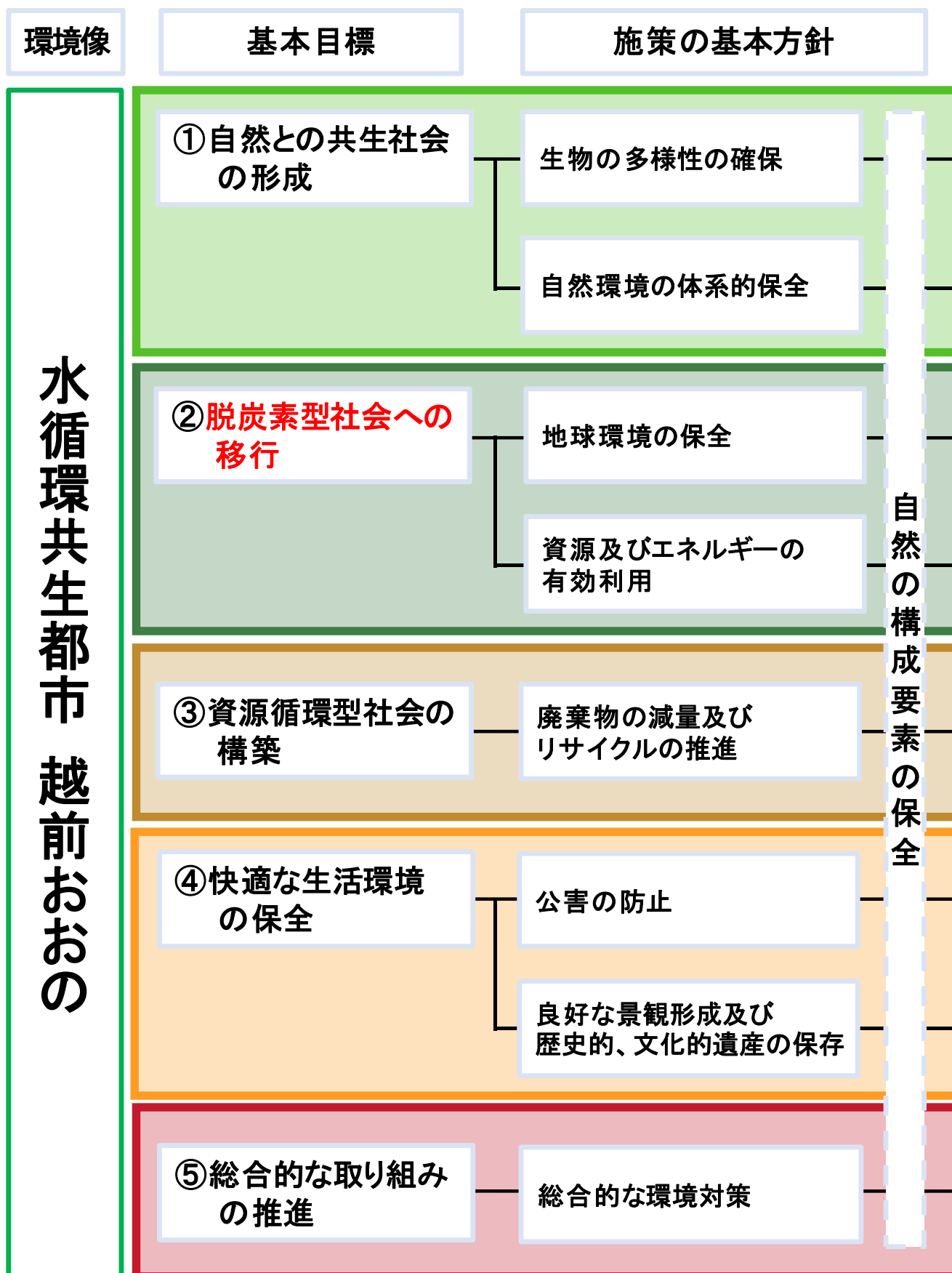


⑤総合的な取り組みの推進

総合的な環境対策

持続可能な社会の担い手を育む教育や、市民協働による地域の特性を生かした環境学習や自然環境保全の取り組みを推進するとともに、環境に関する情報の収集と共有化を推進します。





重点施策

- ①身近な自然とふれあう活動の推進
- ②野生動植物の保全
- ③地域資源の活用

- ①農地(里地)の保全と活用
- ②山林(里山)の保全と活用

- ①脱炭素に向けた行動の促進
- ②脱炭素型のまちづくりの推進
- ③気候変動適応策の推進

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの利用促進
- ③森林吸収源対策の推進

- ①3Rによるごみ排出量削減の推進
- ②食品ロス削減の推進
- ③プラスチックごみ削減の推進

- ①公害発生の防止
- ②環境美化活動の促進
- ③野外焼却、不法投棄の防止

- ①良好な景観形成
- ②歴史的、文化的遺産の保存
- ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

- ①持続可能な社会の担い手を育む教育の推進
- ②市民協働の取り組みの推進
- ③環境情報の収集と共有化

第3章

重点施策と主体別行動指針

大野市の環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現に向けて、先に設定した基本目標及び施策の基本方針ごとに目標と具体的施策を定めるとともに、市民や事業者の行動指針を定めます。

- 1 自然との共生社会の形成
- 2 脱炭素型社会への移行
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 快適な生活環境の保全
- 5 総合的な取り組みの推進



令和12年（2030年）に向けた目標

- 温室効果ガス削減成果の見える化や削減対策を楽しく学ぶ取り組みなど、地球温暖化防止の啓発を推進し、**脱炭素型のライフスタイル**や事業活動の定着を目指します。
- 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用しつつ、周囲の自然や環境との調和のとれた再生可能エネルギー²⁴の利用を推進します。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「**適応策²⁵**」を推進します。
- **市域の約87%を森林が占める強みを生かし、森林吸収源対策を推進します。**

施策の基本方針

地球環境の保全



現状と課題

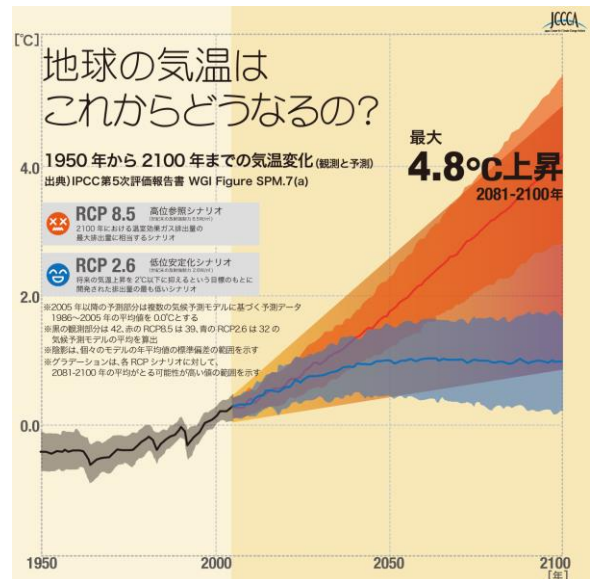
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）²⁶第5次評価報告書（平成26年（2014年））によると、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間の活動による可能性が極めて高いことが明らかになっています。国際的には、パリ協定²⁷（平成27年（2015年））に基づき、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることが世界の長期目標とされています。

そこで、国は、令和2年（2020年）10月に、令和32年（2050年）までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するなど、脱炭素化の取り組みを大きく加速させています。令和12年度（令和2030年度）までに平成25年度（2013年度）と比べて温室効果ガスを削減する割合の目標値を、国は地球温暖化対策計画（令和3年（2021年））において

46%に、県では福井県環境基本計画（令和5年（2023年））において49%に設定し、中長期的な視点に立った地球温暖化対策が進められています。

大野市における二酸化炭素（CO₂）の排出量は、平成25年（2013年）以降年々減少していますが、排出量から森林吸収量を差し引きした実質排出量は、令和2年（2020年）時点で71千トンをあり、広大

図表 3-2-1 第5次評価報告書



出典) IPCC「第5次評価報告書」
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

²⁴ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・バイオマスなど、自然界に常に存在し、繰り返し取り出すことのできるエネルギー。
²⁵ 適応策：地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりするための対策。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減やCO₂の吸収源の増加を図る対策を「緩和策」という。
²⁶ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国の研究者が、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年に設置された組織。
²⁷ パリ協定：2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

な森林面積を有する大野市でも、CO₂排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル²⁸）を達成できていません。特に対策を実施しないと仮定した場合（なりゆきシナリオ）の令和32年（2050年）のCO₂実質排出量は約81千トンと推計されることから、このままではカーボンニュートラルは達成できません。

そこで、令和5年（2023年）3月に、「大野市脱炭素ビジョン」を策定し、国の目標である令和32年（2050年）よりも早い、令和17年（2035年）までにカーボンニュートラルを達成させるための基本戦略や取組方針等を明らかにしました。本ビジョンでは、大野市の

特徴を生かした「結の心」による協働のまちづくり、豊富な自然や地域資源を活用したまちづくり、そして、脱炭素の取り組みを源泉とした、経済とエネルギーの域内循環によるまちづくりを進め、地域課題との同時解決を目指すこととしています。本ビジョンに示す脱炭素の取り組みはあらゆる主体に関わることから、市民、地域、事業者、行政が主体的に、かつ、互いに連携するなど、部門を超え総合的に進める必要があります。

大野市ではこれまで、県と連携した地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい²⁹」の普及啓発を中心に取り組んできました。国際的・全国的な取り組みもあって「地球温暖化防止」に対する市民意識は高まっていますが、具体的な行動変容には至っていません。

そこで、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー（省エネ）の実践により、利便性や快適性、防災力などが向上する脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着に向けた市民や事業者の行動を後押しする取り組みを推進していく必要があります。

また、市の公共施設や公用車の老朽化が進み、大規模な改修や建て替え、更新の時期を迎えています。

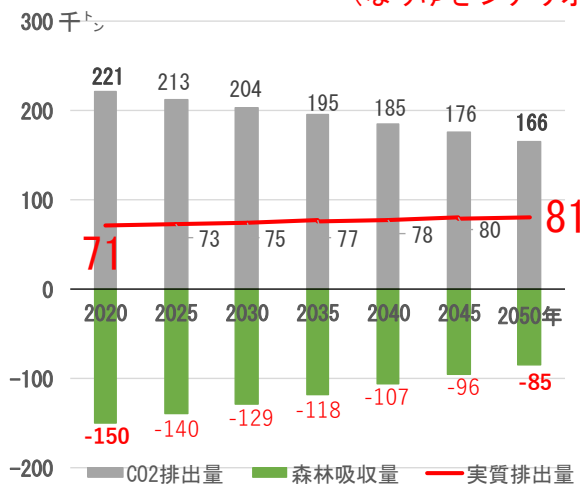
そこで、費用対効果などを勘案し、これらの建て替えや施設改修、設備更新の機を捉えて、公共施設の脱炭素化を推進していく必要があります。

気象庁の観測（気候変動監視レポート2017）によれば、日本の年平均気温は100年あたりで約1.24℃上昇しており、大野市においても、昭和52年（1977年）から令和元年（2019年）までの平均気温・最高気温・最低気温の推移を見ると上昇傾向にあります。日本全国で気候変動の影響と思われる豪雨などによる災害が頻発・激甚化しており、このまま気温の上昇が進めば、異常気象による大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足や食料生産の減少、深刻な健康被害の発生などのリスクが高まることが懸念されています。

そこで、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取り組みも進めていく必要があります。

図表 3-2-2

CO₂実質排出量の推移
(なりゆきシナリオにて推計)

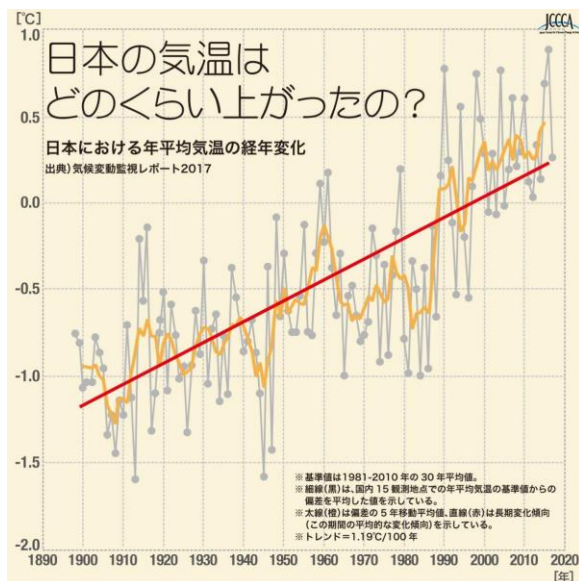


資料：環境省推計マニュアルに基づき大野市作成

²⁸ カーボンニュートラル：工場や家庭、自動車から出るCO₂の量から、森林による吸収量を差し引いた合計をゼロにすること。

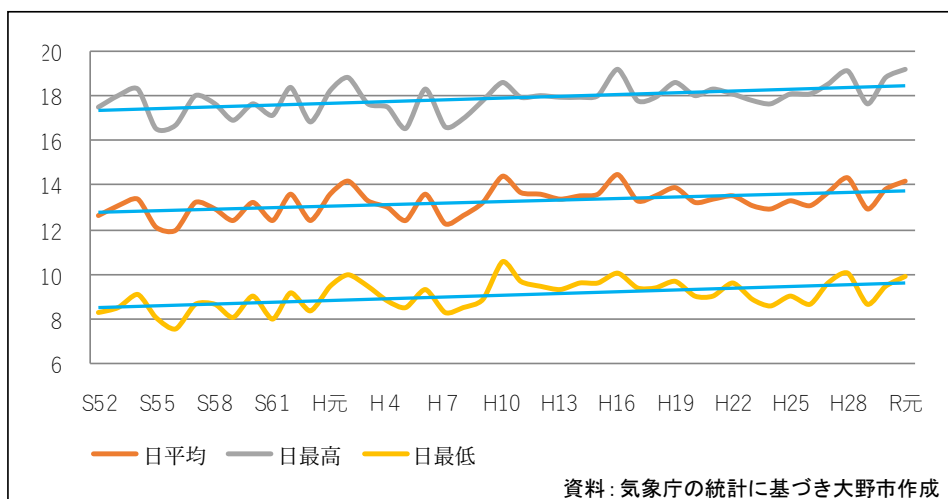
²⁹ LOVE・アース・ふくい：福井県が取り組んでいる、日常生活(Life)、事業活動(Office)、自動車利用(Vehicle)、環境教育(Education)の各分野において地球温暖化防止の活動の輪を広げる地球温暖化ストップ県民運動。

図表 3-2-3 日本における年平均気温の経年変化



出典) 気象庁「気候変動監視レポート2017」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

図表 3-2-4 大野市における気象の経年変化



重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進

市の取り組み

(1) 脱炭素型ライフスタイルや事業活動の促進

- ① 県や関係機関と連携し、**県民運動「デコ活ふくい³⁰」**を推進し、**脱炭素型のライフスタイル**や事業活動の定着に取り組みます。
- ② CO₂などの温室効果ガスの排出抑制量に加えて、経費削減や健康増進など二次的な効果を合わせて紹介するなど、「見える化」により、家庭でできる取り組みの普及啓発を図ります。
- ③ **省エネ**家電や太陽光発電機器、エコ住宅といったCO₂削減効果のある製品などを取り扱う市内の事業者(結のEco協賛店)や業界団体と連携し、市民や事業者の**省エネ・脱炭素型**機器や設備などへの買い換えや更新を促進します。

³⁰ デコ活ふくい: 2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする国民運動の福井県版。「デコ活」とは、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、CO₂を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

- ④カーボン・オフセット³¹について普及啓発を推進するとともに、市が行う森林施業などによるCO₂吸収量に対するJ-クレジット制度³²の活用について検討します。
- ⑤市民や地域、事業者、金融機関、大学、専門機関など市内のステークホルダー（利害関係者）と連携し、部門を超えた総合的な脱炭素の取り組みを進めるとともに、脱炭素型社会の実現に向けた仲間づくりとネットワーク化を推進します。

重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進

市の取り組み

（１）公共施設等の脱炭素化の推進

- ①令和32年度（2050年）時点で供用している見込みのある建物や設備の新築、改修、更新に当たっては、脱炭素化を推進します。
- ②再生可能エネルギーを利用した設備の導入や固定価格買取制度（FIT制度³³）の買取期間が終了したいわゆる卒FIT電力など市内の再生可能エネルギーで発電された電力を活用したCO₂排出係数³⁴の低い電力の導入を推進します。
- ③公共施設や防犯灯、道路照明などのLED化や、公用車の電動車³⁵化など、省エネや省資源につながる設備への転換を図ります。
- ④大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）³⁶に基づき、大野市の事務事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、環境意識が高い職員を育成します。

（２）公共交通等の利用促進

- ①地域住民や沿線自治体、関係機関などと連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、市民の日常的な利用促進を図ります。
- ②地域公共交通と連携し、医療・福祉・商業などの生活機能を確保した、高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ③市民や観光客が安全で歩きやすい道路空間を創出するとともに、自動車に依存せずに楽しんで移動ができる自転車を活用したまちづくりを推進します。

³¹ カーボン・オフセット：日常生活や企業の活動などで、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂（＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取り組み。

³² J-クレジット制度：省エネ機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

³³ 固定価格買取制度（FIT制度）：主に再生可能エネルギーを普及拡大するため、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

³⁴ CO₂排出係数：電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標。

³⁵ 電動車：「電気自動車（EV）」「ハイブリッド自動車（HV）」「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」、「燃料電池自動車（FCV）」など、電気を動力源として使う自動車のこと。

³⁶ 大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：市の公共施設や公用車などから排出される温室効果ガスの削減目標や取り組みをまとめた計画。

重点施策③

気候変動適応策の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ①国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する自然環境などへの影響について科学的な知見に基づく情報を収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性を啓発します。
- ②気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ③県や関係団体と連携し、猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種に関する情報提供を行うなどし、農業分野における適応策を推進します。
- ④熱中症予防に関する市民への情報提供を行うとともに、熱中症への対応方法などの周知を行います。

(2) 自然災害対策の推進

- ①国や県、流域市町などあらゆる関係者が協働して、「流域治水」に取り組みます。
- ②大規模災害発生時の災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物処理計画³⁷の策定や県や近隣自治体との広域連携体制の強化などに取り組みます。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①酸性雨やオゾン層破壊等の地球規模の環境問題の普及啓発
- ②ノンフロン使用製品の利用促進
- ③フロン類の回収と適正処理の普及啓発

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①節電に心がけます。
- ②省エネ性能の高い家電などに買い換えます。
- ③宅配は、日時を指定するなど、再配達とならないように受け取ります。
- ④自家用車の利用を控えて、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ⑤気候変動が及ぼす影響について、積極的に情報収集します。

(2) 事業者の取り組み

- ①節電に心がけます。

³⁷ 災害廃棄物処理計画：大規模な地震や風水害などの発生時に、建物被害によるがれきや倒壊家具などの片付けごみを主とした大量の災害廃棄物を迅速に処理するための計画。

- ②社員のクールビズやウォームビズを奨励します。
- ③ノーマイカー運動を定期的を実施します。
- ④猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種を取り入れます。
- ⑤大規模災害に備え、事業継続力を強化します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

- ①大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO₂換算）

基準値（R2年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
71千t-CO ₂	49千t-CO ₂	25千t-CO ₂

- ②大野市の事務事業におけるエネルギー使用量（原油換算）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
4,554kℓ	3,871kℓ	2,780kℓ

- ③ゼロカーボン施設の数（公共施設）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
0施設	3施設	5施設

環 境 管 理 項 目

- ①JR越美北線利用者数
- ②バス利用者数
- ③降雨の水素イオン濃度

越美北線とハナモモ（勝原）

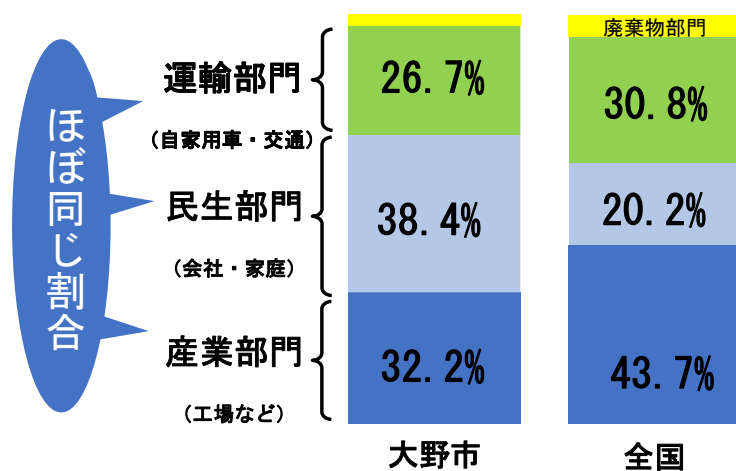


『#まいおおのフォトコンテスト』応募作品より

現状と課題

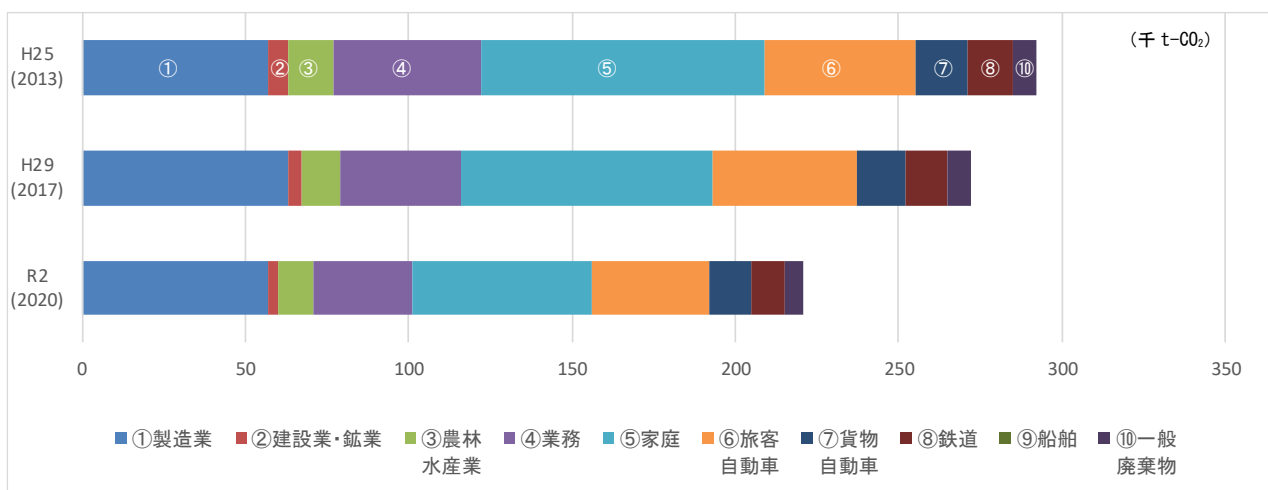
市内のCO₂排出量（令和2年（2020年）度推計値）は221千トン（CO₂換算）で、部門別の比率を全国と比較すると、産業部門は約12ポイント低い一方で、民生部門は約18ポイント高くなっています。大野市の特徴として、産業・民生・運輸の3部門がほぼ同じ排出量割合であることから、それぞれの部門において脱炭素化に向けた取り組みを進める必要があります。

図表 3-2-5 温室効果ガス（CO₂）の排出割合（令和2年（2020年））



資料：大野市作成

図表 3-2-6 大野市における部門別CO₂排出量



(千 t-CO₂)

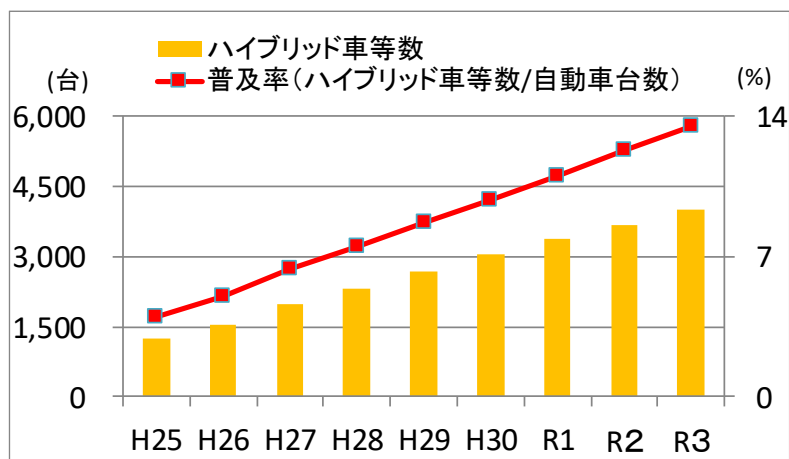
年度	産業部門 合計	内訳			民生部門 合計	内訳		運輸部門 合計	内訳				⑩一般 廃棄物	排出量 合計
		①製造業	②建設 業・鉱業	③農林 水産業		④業務	⑤家庭		⑥旅客 自動車	⑦貨物 自動車	⑧鉄道	⑨船舶		
H25 (2013)	77	57	6	14	132	45	87	76	46	16	14	0	7	292
H29 (2017)	79	63	4	12	114	37	77	72	44	15	13	0	7	272
R2 (2020)	71	57	3	11	85	30	55	59	36	13	10	0	6	221

資料：環境省推計マニュアルに基づき大野市作成

大野市は大都市と比べて持ち家率が高く、また、生活及び事業活動ともに自動車に依存していることから、住宅や自家用車から排出されるCO₂排出量の削減に取り組む必要があります。

また、市内におけるハイブリッド車や電気自動車などの普及率（令和3年度（2021年度））は13.5%で、県16.9%よりも下回っている状況にあり、電動車の普及拡大を推進する必要があります。

図表 3-2-7 大野市内の電動車（ハイブリッド車等）の保有台数



資料：（一財）日本自動車検査登録情報協会資料を基に大野市作成

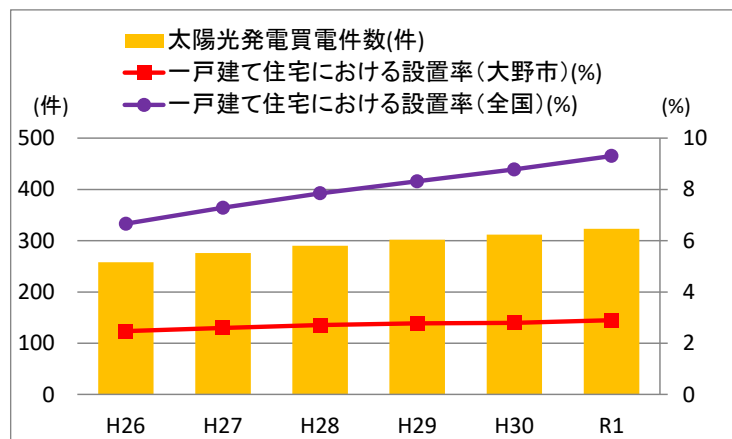
令和3年（2021年）に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」において、国は、令和12年（2030年）のエネルギーミックス³⁸の内訳として、再生可能エネルギーを36%~38%程度まで拡大することを目指すこととしています。目標達成のため、徹底した省エネや再生可能エネルギーの最大限の導入などにより進めていくこととしています。

また、平成24年（2012年）から始まったFIT制度により、事業者のみならず、各家庭においても太陽光発電設備を設置するなど、全国的に再生可能エネルギーの普及拡大が進んでいます。

中小水力発電については、環境省の調査によると、大野市における導入可能性量が県内で最も大きいことから、民間事業者主導で整備が進められています。

太陽光発電については、冬季間の日照不足や積雪による発電量の低下や、積雪による太陽光パネルや架台の損傷の恐れなどの理由から普及が進んでいません。市内での普及には、発電性能の向上や壁面設置を容易とする製品の实用化など、技術的な発展が必要です。

図表 3-2-8 大野市における太陽光発電買電件数（FIT制度）



資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト及び総務省「住宅土地統計調査」を基に大野市作成

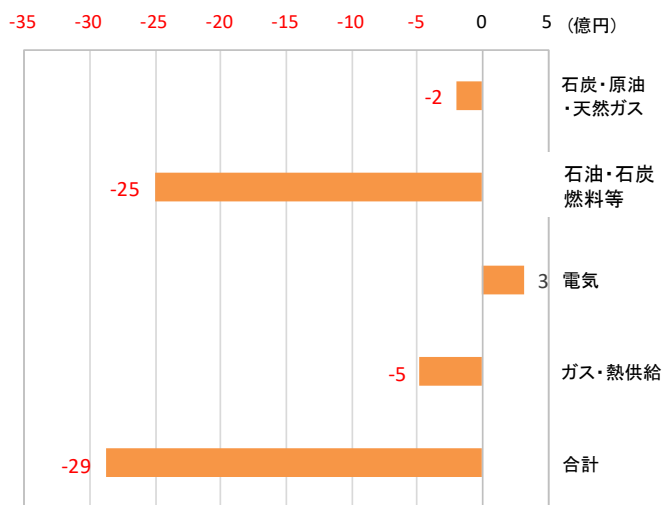
³⁸ エネルギーミックス：社会全体に供給する電気を、さまざまな発電方法を組み合わせてまかなうこと。「電源構成」と呼ぶこともある。

平成 28 年（2016 年）に、木質バイオマス発電所が操業を開始しており、市内の森林施業により発生した間伐材などが燃料として使用されています。これにより、未利用間伐材の利活用や、森林間伐促進による林業関係者の雇用増大、CO₂吸収源としての森林保全という好循環が生まれています。

引き続き、周囲の自然や環境と調和のとれた再生可能エネルギーの利用促進に取り組む必要があります。

また、大野市民および事業者が支払っている 1 年間のエネルギー代金は、29 億円が市外に流出しており、エネルギー収支が赤字の状態です。その内訳は、石油・石炭燃料等（ガソリン・軽油など）が約 9 割を占めています。経済とエネルギーを域内循環させるためには、水力やバイオマス、太陽光発電など市内で作った再生可能エネルギー由来の電力を市内で使う「再エネの地産地消」を進め、市外からのエネルギー購入額を減らす必要があります。

図表 3-2-9 市内のエネルギー代金の内訳



資料：2018 年版 地域経済分析システムを基に大野市作成

大野市は、市域の約 87%を森林が占めるなど広大な森林面積を有しており、県内で最も広い面積の森林施業及び保護を行っています。この地域特性を生かし、森林によるCO₂吸収を維持するためには、間伐や主伐、再生林などの森林施業や木材利用の促進により、森林資源の循環利用を進めていく必要があります。

重点施策① 省エネルギーの推進

市の取り組み

(1) 住宅・建物部門における省エネの推進

- ①民間事業者と連携し、建物や設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用などにより、建物における使用エネルギーが概ねゼロとなる建物「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」及び「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）」や長期優良住宅³⁹の普及を促進します。
- ②県や業界団体と連携し、事業者向けの講習会や国や県の支援策の周知などにより断熱性能を高めるリフォームを推進し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ基準に適合した住宅の普及を推進します。

³⁹ 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた優良な住宅のこと。通常の住宅より省エネ性能に優れている。

(2) 産業・農業部門における省エネの推進

- ①国の補助制度に関する情報の提供や省エネ診断の受診支援により、事業者の省エネ性能の高い設備や機器の導入を促進します。
- ②市内における温室効果ガス排出量の多い事業所の把握に努め、必要に応じCO₂の排出量削減に向けた支援策を検討します。

(3) 運輸部門における省エネの推進

- ①ハイブリッド自動車を含めた電動車の普及を促進します。特に、災害時の給電設備として活用できる電気自動車やプラグインハイブリッド車などの普及拡大を推進します。
- ②電気自動車の普及拡大を目的に、公共施設や民間施設への充電設備設置を推進します。
- ③講習会や出前講座の実施や民間事業者と連携した啓発活動により、エコドライブ⁴⁰の普及を推進します。

重点施策② 再生可能エネルギーの利用促進

市の取り組み

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ①再生可能エネルギーの重要性や国の制度を分かりやすく説明するなど、住宅や事業所などにおける蓄電池を活用した需給一体型の太陽光発電設備の導入を促進します。
- ②木質バイオマスや水力など、周囲の自然や環境と調和のとれた再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ③公共施設や避難拠点などにおいて、防災計画などと整合性を図りつつ、防災力の強化につながる太陽光発電や蓄電池などの導入を検討します。
- ④県内有数の発電ポテンシャルを生かし、山間部の河川や農業用水などでの中小水力発電設備の導入を促進するとともに、発電した電力の市内利活用を検討します。
- ⑤産業振興への活用や中心市街地への供給を目的に、電力事業者と連携し、市内卒FIT電力の利活用やオフサイト型⁴¹PPA⁴²など再エネの地産地消スキームを検討します。

(2) バイオマスの利用促進

- ①木質バイオマス発電の燃料となる間伐材を安定的に供給するため、森林組合などによる間伐材を活用した取り組みを支援します。
- ②未利用資源のもみ殻や木質チップ等について、ボイラーや空調設備等の燃料として利活用できないか検討します。

⁴⁰ エコドライブ：適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、急発進・急加速・急ブレーキを控えるといった、CO₂等の排出削減のための自動車などの運転方法。

⁴¹ オフサイト型：電力を使う場所から離れた場所に再エネ発電設備を設置し、電力を供給する形式。屋根置きなど電力を使う場所に設置する場合はオンサイト型。

⁴² PPA：発電事業者が、需要家（家庭や工場）の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み。

重点施策③ 森林吸収源対策の推進

市の取り組み

(1) 森林吸収源対策の推進

- ①間伐に加え、主伐・再造林を進め、「伐って、使って、植えて、育てる」という木質資源の循環利用を推進します。
- ②民間や公共建築物の木造化・木質化、公共事業等での木材利用を促進します。
- ③林業事業者への支援を通じて、新しい担い手の確保や人材育成を推進します。
- ④森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進します。

その他の施策・主体別行動指針

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①省エネと創エネ⁴³で建物における使用エネルギーの「正味ゼロ」を目指します。
- ②エコドライブを心がけます。
- ③省エネに配慮した物品を購入します。
- ④太陽光発電設備や蓄電池などの住宅への導入に努めます。
- ⑤電気自動車など環境に配慮した自動車への買い換えに努めます。
- ⑥県産材の木材利用に努めます。[再掲]

(2) 事業者の取り組み

- ①省エネと創エネで建物における使用エネルギーの「正味ゼロ」を目指します。
- ②エコドライブを心がけます。
- ③機器や設備を省エネ設備に転換します。
- ④太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。
- ⑤電気自動車など環境に配慮した業務用自動車の導入に努めます。
- ⑥間伐材の有効利用に取り組みます。[再掲]

数値目標・環境管理項目

数値目標

①木質バイオマス発電に活用した間伐材の量（補助数）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
7,595 m ³	7,975 m ³	8,355 m ³

⁴³ 創エネ：創エネルギーの略。自治体や企業、一般家庭が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のこと。

②再生可能エネルギーの導入量（新規）

基準値（R2年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
—	1.7千kW	3.4千kW

環境管理項目

- ①電動車の普及台数
- ②公用車における電動車台数
- ③自動車登録台数
- ④太陽光発電による買電件数
- ⑤太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数
- ⑥長期優良住宅の認定件数

資 料

- 1 大野市環境基本条例
- 2 策定体制と策定経過
- 3 数値目標と環境管理項目

数値目標

計画期間内に達成を目指す環境の状態の目標値を「数値目標」として設定し、これらの項目の算出根拠と現状について整理を行います。

基本目標② 脱炭素型社会への移行

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO ₂ 換算） 大野市域における1年間のCO ₂ 排出量の総数から森林による吸収量を差し引いた量	71千t-CO ₂ (令和2年度)	49千t-CO ₂	25千t-CO ₂
大野市の事務事業におけるエネルギー使用量（原油換算） 市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員会事務局等の本庁及び出先機関における1年間のエネルギー使用量の総数（原油換算）	4,554kℓ	3,871kℓ	2,780kℓ
ゼロカーボン施設の数 大野市公共施設のうち年間のCO ₂ 排出量実質ゼロを達成している施設の数	0施設	3施設	5施設
木質バイオマス発電に活用した間伐材の量 市内で生産された間伐材のうち、1年間に市内の木質バイオマス発電所に搬出された間伐材量	7,595m ³	7,975m ³	8,355m ³
再生可能エネルギーの導入量（新規） 計画期間中に新たに導入された再生可能エネルギーの導入量（累計）	— (令和2年度)	1.7千kW	3.4千kW

環境管理項目

環境の状態や施策の実施状況を数値的に管理するための項目として「環境管理項目」を設定し、これらの算定の考え方について示します。

	環境管理項目	項目の説明
脱炭素型社会への移行	J R越美北線利用者数	J R越前大野駅の年間乗降客数（一般数・定期券利用者数）
	バス利用者数	年間バス利用者数
	降雨の水素イオン濃度（pH）	福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値
	電動車の普及台数	市内の自動車登録台数における、ハイブリッド自動車や電気自動車等の電動車の登録台数の総数
	公用車における電動車台数	市が所有するハイブリッド自動車や電気自動車等、電動車の台数
	自動車登録台数	市内において登録されている自動車台数の総数
	太陽光発電による買電件数	F I T制度により年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）
	太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数	F I T制度により年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再エネ発電施設件数
	長期優良住宅の認定件数	市内の住宅のうち、長期優良住宅に認定されている件数（年間新規登録件数・登録件数）